

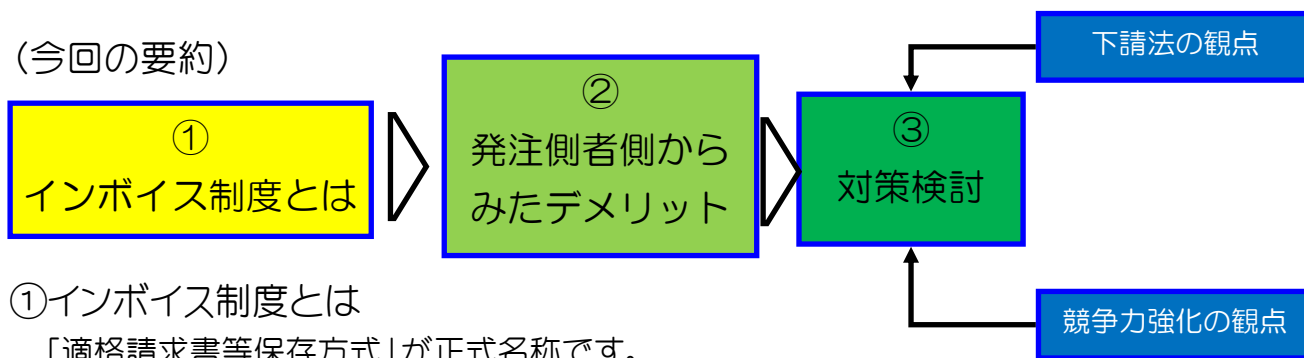
インボイス制度 VS 資材調達戦略

21-006号
通巻:0221

消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の適用が令和5年10月1日となっており、各種解説は当ニュース(21-004号)での紹介をはじめ、国税庁ホームページでもご覧いただけます。

今回は身近に感じられるように、事業を営んでおられる発注者側である資材調達部門の視点から、この制度の対策を検討したいと思います。

(今回の要約)



①インボイス制度とは

「適格請求書等保存方式」が正式名称です。
下記の通り、仕入に係る消費税が焦点となります。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

インボイスがないと払う税額が増加

ここが変わります

出典：国税庁「適格請求書等保存方式の概要」

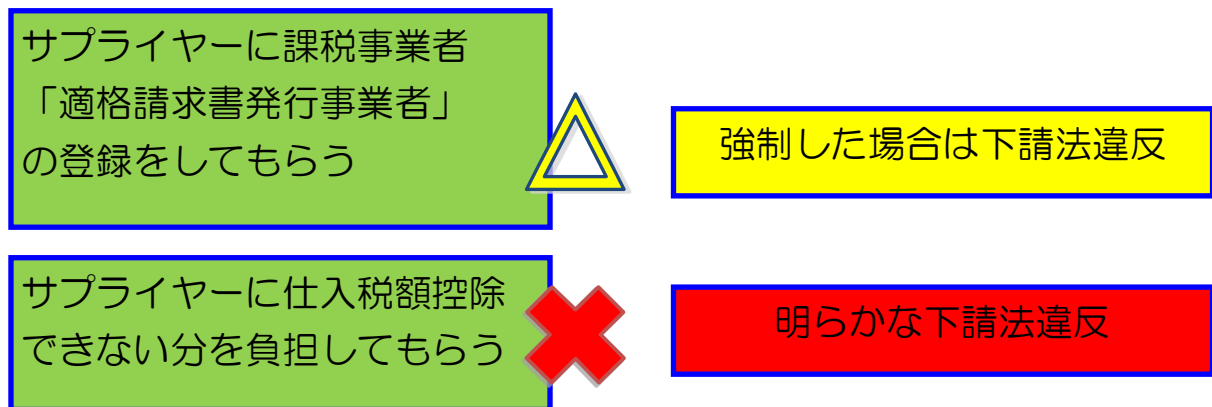
②発注者側からみたデメリット

このように、この制度が導入されると、サプライヤーから「適格請求書」(いわゆるインボイス)を入手しないと、仕入税額控除が受けられず、納付する消費税額が多くなってしまいう懸念があります。

また、サプライヤーからインボイスを入手するためには、サプライヤー自身が、「適格請求書発行事業者」となる必要がありますが、この事業者になるためには課税事業者であることが前提となります。

③対策と検討

そこで、サプライヤーに課税事業者となってもらい、「適格請求書発行事業者」の登録をしてもらうか、仕入税額控除できない分の負担をサプライヤーにお願いする方法が考えられます。しかし、これを強制することは、下請法上禁止(※1)されています。



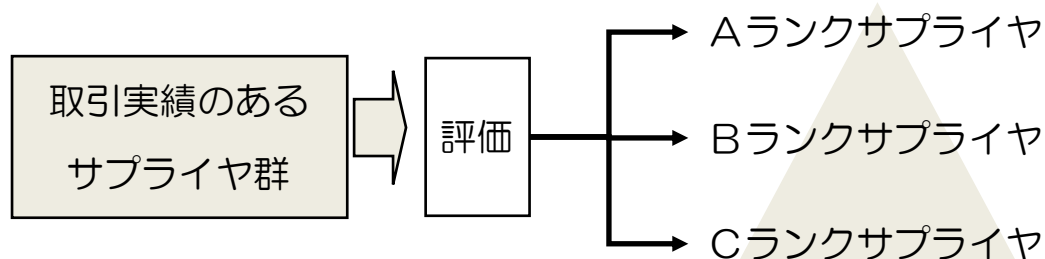
(※1)免税事業者であることを理由として、消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を定めたりすることは、合理的な理由がない限り、「買いたたき」に該当し、違反となります

(提案)

ここは、小手先の対処法ではなく、自社のサプライヤマネジメントの強化を推進することで、競争力の強化を図ることをお勧めします。

取引実績のあるサプライヤ群を「継続的かつ公正なサプライヤ評価(製品コスト・品質・納期等)」により評価し、その結果からシェアを変動させること。その徹底がコスト削減効果をもたらします。

今回のインボイス制度のピンチをチャンスに変えて、自社のサプライヤを見直す機会としてみてはいかがでしょうか？



～コメント～

今回のインボイス制度は、国土交通省においても建設関係事業者に対し、免税事業者と思われる一人親方への仕事を依頼するかどうかの設問を設け、インボイス導入後の意識調査をしています。

税制改正はさまざまな影響がありますが、教科書どおりのご説明ではなく、事業活動に即した経営アドバイスを提供できることが、当事務所の強みです。変化の速い税法を素早く・的確・正確にフォローして顧問先のみなさまの事業発展に貢献することを心がけて参ります。